

遺伝子組換え表示の 表示方法の考え方(案)

平成29年11月
消費者庁食品表示企画課

論点3

消費者にとって分かりやすい「遺伝子組換え」
及び「遺伝子組換え不分別」表示の検討

現行の制度について

- ◆ 表示義務対象品目は、遺伝子組換え食品としての安全性が確認された農産物(大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ)及びこれを原材料とする加工食品(豆腐、コーンスナック菓子など33品目)。
- ◆ 食品表示基準において、使用する農産物の区分に応じた表示内容を以下のように規定。

農産物の区分		表示内容
分別生産流通管理が行われた農産物	遺伝子組換え農産物	分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨(義務表示) 【表示例】 ・「遺伝子組換えのものを分別」 ・「遺伝子組換え」
	非遺伝子組換え農産物	分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物である旨(任意表示) 【表示例】 ・「遺伝子組換えでないものを分別」 ・「遺伝子組換えでない」
分別生産流通管理が行われてない農産物		遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨(義務表示) 【表示例】 ・「遺伝子組換え不分別」

現行の遺伝子組換え食品の表示制度

従来のもとの組成等が同等のものについて、「遺伝子組換えのものを分別」及び「遺伝子組換え不分別」の場合は義務表示、「遺伝子組換えでないものを分別」及び「組み換えられたDNA等が検出不可」の場合は任意表示となっている。従来のもとの組成等が著しく異なる場合は義務表示となっている。

I 従来のもとの組成、栄養価等が同等のもの（除草剤の影響を受けないようにした大豆、害虫に強いとうもろこしなど）

① 農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工後も組み換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が検出可能とされているもの

ア 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合

「大豆（遺伝子組換え）」等

義務表示

イ 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原材料とする場合

「大豆（遺伝子組換え不分別）」等

任意表示

ウ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合

「大豆（遺伝子組換えでない）」等

任意表示

② 組み換えられたDNA及びこれによって生じたタンパク質が、加工後に最新の検出技術によっても検出できない加工食品（大豆油、しょうゆ、コーン油、異性化液糖等）

分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合

「大豆（遺伝子組換えでない）」等

義務表示

II 従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なるもの

特定分別生産流通管理された高オレイン酸大豆、高リシンとうもろこし、ステアリドン酸産生大豆及びこれを原材料とする加工食品

「大豆（高オレイン酸遺伝子組換え）」等

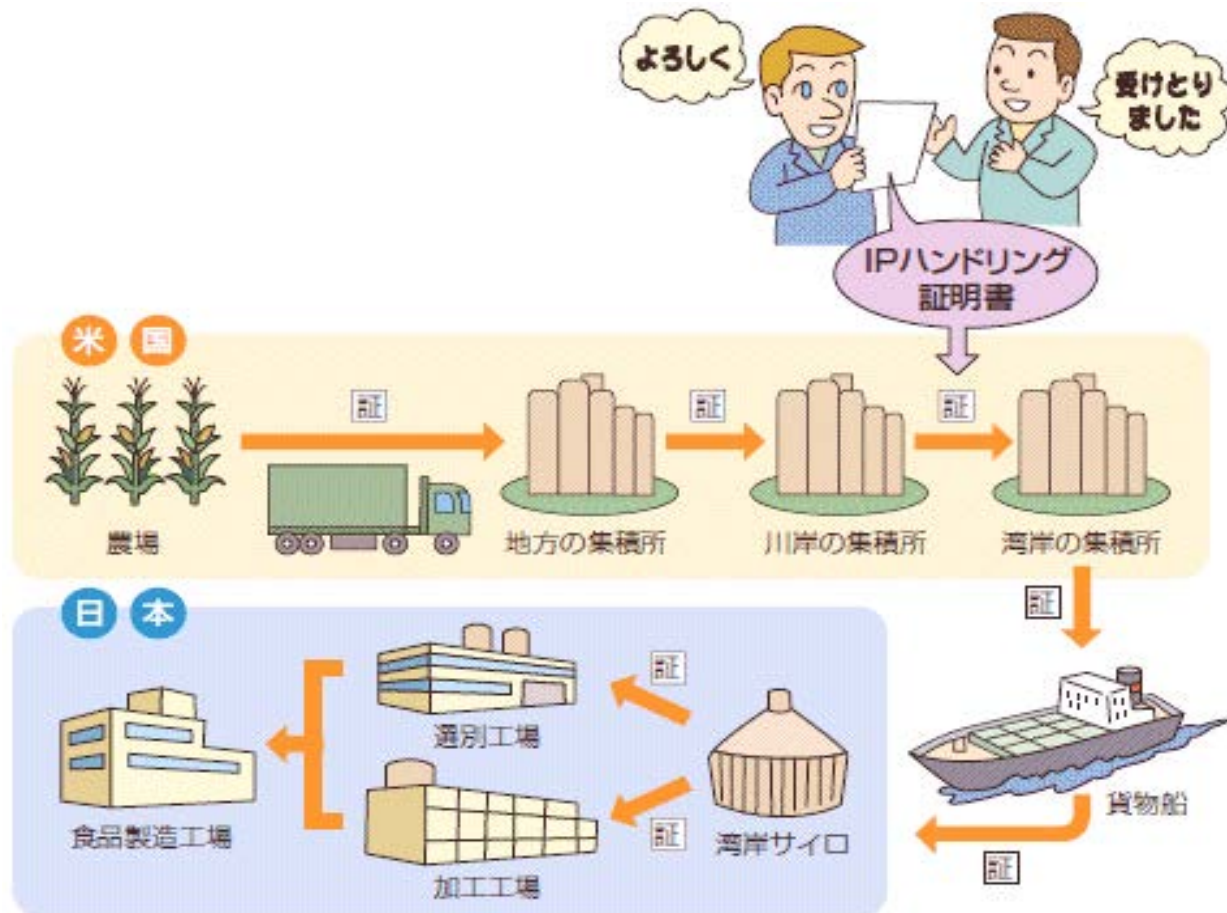
分別生産流通管理

分別生産流通管理(=IPハンドリング)

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を農場から食品業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていること。

意図せざる混入率

分別生産流通管理が適正に行われた場合でも、遺伝子組換え農産物の一定の混入は避けられないことから、分別生産流通管理が適切に行われていれば、このような一定(日本では混入率5%以下)の「意図せざる混入」がある場合でも、「遺伝子組換えでない」旨の表示をすることができるとしている。



用語説明: 食品表示基準Q&A(消費者庁)

図: 遺伝子組換え食品の安全性について(厚生労働省)(<http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/h22-00.pdf>)掲載図を改変

<参考>ヒアリングで得られた意見の概要

<p>分かりやすい表示 制度に見直すべき</p>	<ul style="list-style-type: none">• 「遺伝子組換え不分別」という表示の意味が分かりにくい。• 遺伝子組換え農産物を使用した場合に「遺伝子組換え」と表示され、表示がなければ「遺伝子組換えでない」ことが分かるという表示制度を望む。
<p>事業者への問合せ 状況</p>	<ul style="list-style-type: none">• 遺伝子組換え食品に関する消費者からの問合せは、「遺伝子組換え不分別」や「分別生産流通管理」の意味を問うものが多い。
<p>事業者の取組</p>	<ul style="list-style-type: none">• 「遺伝子組換え不分別」という表示に加えて、遺伝子組換え農産物が含まれる可能性がある旨を併せて記載し、情報提供を行っている。

今後の「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示の考え方①

- (1) 消費者にとって分かりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示とするための方法として、例えば以下に示すような表示内容を改める方法が想定されるが、どう考えるか。

「遺伝子組換え不分別」に代わる表示の使用

- 「遺伝子組換え不分別」表示に代わり、より実態を反映した分かりやすい表示とする。
- 「遺伝子組換え不分別」の実態を反映したあらかじめ定めた複数の表示から選択して表示できるようにする。

【留意事項】

- ・ 現行の表示制度では、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示する際、「遺伝子組換え不分別」の表示を義務付けている訳ではない。「遺伝子組換え不分別」表示はあくまで一例である。
- ・ 平成28年度に消費者庁が実施した遺伝子組換え食品に関する消費者意向調査によると、「遺伝子組換え不分別」である旨の表示に関する認知度は3割にとどまっている。【第1回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 資料5参照】

今後の「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示の考え方②

- (2) 消費者にとって分かりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示とするための方法として、例えば以下に示すような表示の区分を改める方法が想定されるが、どう考えるか。

「遺伝子組換え不分別」の廃止

「遺伝子組換え不分別」の区分を廃止し、「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換えでない」の2区分に整理する。

【留意事項】

- 現行の「遺伝子組換え不分別農産物」については、遺伝子組換え農産物が使用されている場合が多いと見込まれるが、非遺伝子組換え農産物が使用されている場合も否定できない。
- 現在、「遺伝子組換え」表示をするに当たり、分別生産流通管理の実施が要求されている。「遺伝子組換え不分別」の区分を廃止すると、分別生産流通管理の実施の有無にかかわらず、「遺伝子組換え」と表示することが想定される。
- 平成28年度に消費者庁が実施した遺伝子組換え食品に関する消費者意向調査によると、「遺伝子組換え不分別」である旨の表示に関する認知度は3割にとどまっている。【第1回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 資料5参照】

論点4

「遺伝子組換えでない」表示をする
ための要件の検討

現行の制度について

- ◆ 分別生産流通管理が行われたことを確認することを条件に、非遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」旨を表示することができる(任意表示)。
- ◆ 分別生産流通管理が適切に行われたとしても、大豆及びとうもろこしは遺伝子組換え農産物の一定の混入の可能性があることから、一定の「意図せざる」混入がある場合でも、「遺伝子組換えでない」旨を表示することができる(消費者庁次長通知において、混入率を「5%以下」と規定)。
- ◆ なお、混入率が5%を超える場合は、分別生産流通管理が適切に行われたことにならないため、「遺伝子組換え不分別」である旨の表示が必要(義務表示)。
- ◆ 意図せざる混入については、制度導入時の検討において、以下のとおり整理されている。
 - ・ 穀物の場合、外見上区別のつかない遺伝子組換え農産物については、ある程度の混入は避けられない。
 - ・ 大豆をバルク輸送(ばら積み)で分別生産流通管理により分別流通する場合には、各段階における混入の可能性を積み上げると、最大5%程度の混入の可能性がある。

【遺伝子組換え食品の表示のあり方(食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会報告)

(平成11年8月10日)参照】

<参考>ヒアリングで得られた意見の概要

混入率を引き下げるべき	<ul style="list-style-type: none">・遺伝子組換え原材料が入っているのに「遺伝子組換えでない」と表示できる制度は適切ではなく、消費者を誤解させる。・日本の意図せざる混入率5%は、諸外国と比較して高い。
混入率の引下げは難しい	<ul style="list-style-type: none">・サンプリング調査で混入率の基準に適合しなかった場合は一旦返品となるため、それを保管する場所及び費用が発生する。そのような状況を避ける方法として、コンテナ輸送が考えられるが、その場合も物流コストが非常に上がる。・現地サプライヤーの管理コストが上がり、それが価格上昇につながる。・義務表示よりも任意表示である「遺伝子組換えでない」旨の表示が定着している中で制度の変更を行うと、流通システムが構築されるまで「遺伝子組換えでない」表示がなくなる可能性があり、かえって消費者の不安を増大させないか危惧する。
その他	<ul style="list-style-type: none">・消費者を誤認させないため、「遺伝子組換えでない」という表示に関する新たな混入率を別途検討できないか。・遺伝子組換え農産物を使用した場合に「遺伝子組換え」と表示され、表示がなければ「遺伝子組換えでない」ことが分かるという表示制度を望む。したがって、「遺伝子組換えでない」表示は必要ない。・意図せざる混入率を引き下げる場合、監視の実効性を確保できるか検討する必要がある。

今後の「遺伝子組換えでない」表示の要件の考え方①

(1) 混入率を引き下げることによって、正確性が担保された「遺伝子組換えでない」表示となり、消費者の誤認を回避することに資すると考えられるが、以下のような問題点について、どう考えるか。

- ・ スタック品種の増加により混入率の正確な把握が難しくなる中、監視の観点から、混入率を確認するための精度が担保された実効的な検査方法を策定することが必要である。
- ・ 混入率の引下げに伴って、より厳しい原材料管理を行う場合、原材料のコストが上がる可能性がある。また、原材料を必要量確保できなくなる可能性もある。

今後の「遺伝子組換えでない」表示の要件の考え方②

- (2) 「遺伝子組換えでない」表示が認められる混入率を引き下げることによって、正確性が担保された「遺伝子組換えでない」表示となり、消費者の誤認を回避することに資すると考えられるが、どう考えるか。

【留意事項】

- 混入率が α %以下の場合に「遺伝子組換えでない」表示を認めるとすると、おおむね以下の表示になると見込まれる。この際、混入率が5%~ α %の場合の表示について新たに規定する必要はないか。

混入率	想定される表示
5%超	「遺伝子組換え不分別」である旨(義務表示)
5%~ α %	(「遺伝子組換えでない」旨の表示は不可)
α %以下	「遺伝子組換えでない」である旨(任意表示)

- 仮に「遺伝子組換えでない」表示を国の表示制度から外すと、各事業者が事実に基づき「遺伝子組換えでない」表示をすることとなる。

＜参考＞日本及び諸外国における「遺伝子組換えでない」表示が認められる混入率

	日本	韓国	豪州	EU
「遺伝子組換えでない」 表示が認められる混入率	5%以下	意図せざる混 入がない(0%)	規定なし※1	0.1%未満 (フランス、ドイツ)
【参考】 「遺伝子組換え」表示が 免除される混入率※2	5%以下	3%以下	1%以下	0.9%未満

※1 「豪州消費者法(The Australian Consumer Law)」において、商品やサービスに虚偽の表示をしてはならない旨を規定。

※2 日本は、「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示が免除される混入率

＜参考＞ 分別生産流通管理とトレーサビリティ

	分別生産流通管理(IPハンドリング)	トレーサビリティ 【EUにおけるトレーサビリティ】
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理した旨を証明する書類により明確にした管理の方法 ・ 流通の各段階で取引の相手方に証明書を発行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入者及び生産者から最終消費者に提供されるまでの間の各流通段階において、販売者が購入者に、遺伝子組換え農産物を含む旨を書面で伝えること。 ・ EU域内でのみ適用される。
伝達内容	<p>(証明書の記載内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品名、生産地、収穫年、数量等 ・ 管理の内容 	<p>(書面の記載内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え農産物を含む又は遺伝子組換え農産物からなるという情報 ・ 遺伝子組換え農産物に割り当てられた固有識別名
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別生産流通管理を行うか否かは事業者の判断による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU規則において義務付けられており、違反した場合、各加盟国の定めた国内法の規定により罰則が課せられる。

表示義務対象品目の遺伝子組換え表示の一般的な監視

<対象>

「遺伝子組換えでない」旨の表示があるものや遺伝子組換えに関する表示がないもの

① 遺伝子組換え農産物が含まれている対象を絞り込み

科学的検証



② 原材料のとうもろこしや大豆の分別生産流通管理がなされている旨の書類が整っていることの確認

社会的検証

必要に応じて原材料の混入率の確認

科学的検証